

□ 航空貨物による緊急輸入通関

(質問)

EMS(国際スピード郵便)で商品を輸入したのですが、商品に添付された送り主の Invoice には「SAMPLE」と表示され価額が1万円以下でした。フォワーダーがこの Invoice を使って輸入通関を行ったようで、無税で 通関許可となり商品が手元に届けられました。実際の契約金額は20万円を超えますが、当方が指示した訳ではないのでこのまま放置して置いて良いのでしょうか。

(回答)

少額貨物の簡易通関

輸入貨物の価額が20万円以下であれば「少額貨物簡易通関扱い」と表示して申告することが出来ます。申告項目も簡略化されて簡易税率が適用され、通関が容易です。日本ではフォワーダーや輸送業者が通関業も兼ねているのが一般的ですが、通関と貨物のデリバリーを迅速に行おうとして、このフォワーダーは商品に添付された Invoice を使って輸入通関を完了したものとされます。「少額貨物簡易通関扱い」となった輸入貨物や国際郵便物については、一般の関税率とは別に定められた簡易税率(品目により3%~20%)の適用を受けることになります。一方で当然のことながら、課税価格が20万円を超える郵便物を外国から受け取る際には、税関に通常の輸入申告をして許可を受けることが必要です。

この事案の問題点

EMS や航空貨物による輸入案件では緊急性が高く、通関が遅れて貨物が空港で滞貨しないよう、貨物に通関用 Invoice を添付するのが広く行われています。ところがこの事案の最大の問題点は通関用 Invoice と本来の Invoice との記載内容が異なり二重 Invoice となってしまうことです。送り主としては迅速に輸入通関が完了するよう通関用 Invoice を貨物に添付したのは良しとしても、好意かサービスのつもりでしょうが、「SAMPLE」と記載して価額を改ざんしたことが問題です。これは Invoice 価額を過少申告して関税・消費税連脱(ほだつ)の罪を犯したことになります。「SAMPLE」の本来の意味は、売り主から買い主に商品が無償で提供される取引ですが、国境を跨ぐ場合には例え無償で商品が供与されたとしても、買い主には実質取引価額相当の関税・消費税納付義務が生じることを忘れてはなりません。

第二の問題点は実際の Invoice 価額が20万円を超えているのに、少額貨物の簡易通関扱いで申告し、許可されてしまったことです。このように二重の間違いを犯

したまま通関し許可されてしまったのですから、このまま放置してよい筈はありません。

税関事後調査の前の修正申告

戦後間もない頃の日本の税関は性悪説に基づき輸出入貨物を徹底的に取り締っていました。近年は麻薬や武器弾薬等を除いて、事業者の選別を行い、優良貿易業者に対しては性善説へと変化しています。この背景には税関の省力化があるものと思われませんが、民間の自主管理に重きを置く傾向がみられます。即ち貿易業者の自主申告納税を尊重して、迅速な通関を許可します。その後定期的にされる事業者への税関事後調査で、通関が適正に行われたかを審査します。通関管理体制が整備されている優良事業者には AEO(Authorized Economic Operator: 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度)等の特典を与えて、より信頼性を高めスムーズな通関を保証します。NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告した場合、税関では区分1.~3.で審査します。

区分1. 簡易審査扱い: 輸入(納税)申告後直ちに許可

区分2. 書類審査扱い: 税関に通関書類を提出して審査を受ける

区分3. 検査扱い: 税関員が現物検査を行う

優良貿易業者は区分1.の割合が多くなります。その一方で、通関の間違いや関税の追徴が多い貿易業者に対してはより厳しく管理指導を徹底し、その動静を注視します。必然的に区分2.3.の割合が多くなります。本事案では税関事後調査で通関の不備を指摘されるのは必至で、このまま放置すると追徴課税され、御社に対する税関の心証を悪くすることになります。従って、ミスに気付いた早い時点で、修正申告して正しい状態に戻すことが肝要です。修正申告が認められればペナルティを科せられることはありません。